訪問事業の目的と内容

東京都在宅重症心身障害児(者)等訪問事業

ご家族が自信を持ってご自宅で看護・療育ができるよう、看護師が 入院先やご自宅に訪問し支援します。

※看護・介護の代替や介護者の負担経験、休養等を目的としたものではありません。

仕組み

本事業は、東京都が社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会に委託して実施しています。



事業の詳細については東京都福祉局のホームページでもご確認いただけます。

東京都 重心訪問事業 検

個人情報の取り扱いについて

都が取得した個人情報は、取得目的の範囲内で利用し、取得目的を超えた利用及び提供は、「個人情報の保護に関する法律施行条例」で定める場合を除き、一切いたしません。



東京都福祉局 障害者施策推進部施設サービス支援課 電話(直通) 03(5320)4360

登録番号 (5)124

申込から訪問開始まで

医療機関や保健所等に 本事業の利用について相談

本リーフレット等により事業の紹介を受けます。

保健所等に申請書を提出

ご家族が申請書を記入し、お住まいの地域を管轄 する保健所又は保健センター等に提出します。

保健師による面接

保健師が面接や家庭訪問等によりお子さんとご家族の状況を伺い、申請書と状況調査票(保健師作成)を東京都に送付します。

訪問事業の決定

東京都の対象者決定会議において、訪問事業の支 給の可否及び利用期間(原則1年以内)を決定します。 結果は保健所を経由して、ご家族に通知します。

訪問を開始

主治医との調整後、訪問を開始します。お子さんが 退院するまでは医療機関に訪問し、ご家族の相談 やご自宅の療育環境の調整、関係機関と連携し 支援を行います。退院後はご自宅に訪問します。

終了

支援目標の達成度合やお子さんの状況等により 訪問事業を終了します。

更新

継続利用が必要な場合は、更新申請ができます。

問合せ・申請窓口

お住まいの地区を管轄する保健所(お住まいの地区によっては保健センター等)です。

東京都 保健所・保健センター

検索

疾療的ケア等が必要なお子さんとご家族のための

東京都

訪問事業のご案内

無料

はじめての退院から ご自宅の生活まで、 看護師が寄り添います





東京都

このマークは、目の不自由な方などのための「音声コード」です。▶

専用の読み上げ装置及び音声コード対応携帯電話で読み取ると、記載内容を音声で聞くことができます。

お家生活スタート時の不安や疑問に寄り添います

外出や受診

持ち物やバギーへの

移乗方法、

移動中や外出先での

医療的ケア…できるかな

医療的ケア

病院で教えて もらったことが 自宅でできるかな・・

環境調整

ベッドや 医療機器の配置は どうしたらいいの?

療育

療育って

なんだろう

安全にお風呂に 入れられるかな

入浴

対象となる方 入院中の相談から

訪問看護も

無料

都内に住所を有し、在宅で生活をする医療的ケア児、重症心身 障害児(者)の方が対象です。

医療的ケア児の方

- ・申請時の年齢は18歳未満で、医療的ケアがなくなった場合 もしくは18歳に達した場合は事業対象外となります。

医療的ケア(以下のいずれかのケアを受けていること)

- 1 人工呼吸器管理
- 気管内插管、気管切開
- 島咽頭エアウェイ
- 酸素吸入
- 6回/日以上の頻回の吸引
- ネブライザー 6回/日以上又は継続使用
- 7 中心静脈栄養(IVH)
- 経管 (経鼻・胃ろう含む)
- 腸ろう・腸管栄養
- 継続する透析(腹膜灌流を含む)
- 2 定期導尿(3回/日以上)
- 12 人工肛門

- ※本事業における医療的ケア児とは、人工呼吸器を装着している障害児その他の 日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児をいいます。

きょうだい

きょうだいや

家族との時間も

大切にしたい

お家に帰ってくるお子さんと ご家族をサポート

- お子さんが入院している医療機関に訪問します。
- ご家族との面談や家庭訪問等をしながら、退院後 の生活、療育環境の準備のお手伝いをします。
- 一時外泊のときにご自宅に訪問したり、お子さん のバギー等の移乗や移動のアドバイスをします。





お子さんとご家族の お家生活をサポート

- 訪問看護師がご自宅に訪問します。
- お子さんの健康管理、医療的ケアの指導や療育の 相談ができます。

訪問看護

调1回 看護師による訪問看護



- ・利用料は無料です(主治医の指示書にかかる費用はご利用者の負担となります)。
- ・事業の利用は原則1年以内です。
- ・訪問実施日、時間は原則固定です。
- ・月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までです。ただし、十 曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)は 実施していません。
- ・必要な場合のみ(年1回)、医師等による訪問健康診査・療育相談 を実施します。

重症心身障害児(者)の方

- ・申請時の年齢は問いません。
- ※重症心身障害児とは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している 児童(大島分類の1から4までに該当)を言います。児童福祉法上の概念であり 18歳までにその状態になった方です。